



Title	二〇一三年ベトナム憲法における人権
Author(s)	フアム, フウ ギ; 近藤, 美佳; 福井, 康太
Citation	阪大法学. 2016, 65(5), p. 202-229
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75468
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

一〇一三年ベトナム憲法における人権

フアム・フウ・ギ
近藤美佳／訳・福井康太／監修

一〇一三年一二月二八日、ベトナム国会は新しい憲法——一〇一三年憲法を可決した。ベトナム社会主義共和国の憲法は一〇一四年一月一日より効力を有する。一〇一三年憲法には内容と実現方法において新しい点が多く見られる。

本稿は、一九九二年憲法における人権、市民の基本的な権利と義務についての各規定に対する修正・補充の必要性、一〇一三年改正憲法における新たな事項、修正・補充された事項、そして、これら各規定の展開と実現の方向性について分析、解説することを試みるものである。

一 人権と市民の基本的な権利と義務に関する一九九二年憲法の規定と その修正・補充の必要性

1 人権、市民の基本的な権利と義務に関する一九九二年憲法の規定

一九八〇年憲法と比較して、一九九二年憲法の第V章「市民の基本的な権利と義務」は、最も修正箇所の多い章

二〇一三年ベトナム憲法における人権

である。変更のなかつた条文は四箇条（第四九条、第五二条、第七六条、第八〇条）のみで、残る二六箇条は修正され、同時に四箇条（第五〇条、第五七条、第七二条、第八一条）が新たに追加された。

一九九二年憲法における、人権、市民の基本的な権利と義務に関する革新的な点は、我が社会、国家が人権、市民権を尊重する姿勢を示した点である。一九九二年憲法における人権、市民の基本的な権利と義務の各規定は、この分野における法体制の確立と改善の基礎を為すものであった。

一九九二年憲法における人権と市民の基本的な権利と義務の規定の特長は以下に挙げる点であると言えよう‥

第一に、ベトナム立憲の歴史において初めて、人権という概念が憲法に組み込まれ（第五〇条）、人権の尊重、保障、擁護についてのベトナムと世界のコミュニティとの間の確約を承認することとなったことである。

第二に、一九八〇年憲法において、主意主義的に規定されていた経済的、社会的各権利（全ての市民のための、無料で治療が受けられる権利、無料で学習ができる権利、居住地を持つ権利、勤労の権利等）がこれら各権利の実現性を保障する方向性に修正された。

第三に、市場経済において重要な意義を持ついくつかの権利が追加された。例えば、財産、資本、資材の所有権、経営自由権、土地の使用権などである。

第四に、身体・生命・健康・名誉・人格の不可侵、物質的損害と名誉回復の補償、居住地の不可侵、信書、電話、電信の秘密保護、往来・居住の自由、情報の自由、不服申立て、告訴告発の自由などといった民事、政治に関する重要な各権利を承認、拡張する方向に憲法の規定が修正・追加されたことである。これらの修正・追加を受け、我が国の憲法は人権に係る国際的な法令の基準を満たす方向に近づいてきた。

以上の特長、改善点に加えてなお、一九九二年憲法の人民の基本的な権利と義務に関する規定には以下のようない

限定的で不充分な点が残っていた。

第一に、一九九二年憲法は、ベトナムも加盟国となつてゐる人権に係る国際条約（代表的なものは、一九六六年の市民的及び政治的権利に関する国際規約や、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）において規定されているいくつかの重要な権利を承認していなかつた。それは、生存権や、奴隸や強制労働から保護される権利等である。

第二に、一九九二年憲法は、人権、市民権を明示化し、よりよく擁護するための、権利の範囲と制限についての原則を明確に定めていなかつた。

第三に、人権、市民権に関する一九九二年憲法の多くの規定は、人民に対して国家が定めた方法に則り、“国家が権利を与える”という時代遅れとも言える古い思想に拠るものであつた。人種、市民権は、人々、市民が当然の権利として、既に持つているものとして、当たり前のようになに享受できるものではなく、国家が市民に与えるものであつたのである。

第四に、立憲の手法がまだ適切ではなかつたことである。

人権、市民権に関する各規定は第V章だけではなくその他各章にも見られるが、まだ実現するに好都合ではない面も含まれる。

一九九二年憲法は経済的、社会的及び文化的権利をより重視しており、まだ、市民的及び政治的権利—伝統的に世界各国の憲法において人権、市民権に関する規定の中心的な内容ともいえる権利—を重視してはいなかつた。

第五に、一九九二年憲法が定める人権の主体の範囲がなお限定的であつた点である。第V章の中の各条項は権利の主体は人民であると定めるに留まつた。しかし、原則的には、人権は全ての人々—即ちベトナムの国土に合法に

暮らす人民、外国人、無国籍の人々一に属するものである。

第六に、人権、市民の基本的な権利と義務について記した章の位置が憲法の第V章であり、人権、市民の基本的な権利と義務の重要性に相応しなかつたことである。世界の各国の憲法を見てみると、大多数の憲法において人権に係る章は第一章もしくは第二章に置かれていることがわかる。

2 人権、市民の基本的な権利と義務に関する一九九二憲法の規定への修正・補充の必要性

第一に、一九九二年憲法における人権、市民の基本的な権利と義務に係る各規定は、憲法における人権問題の位置、重要性を明示するという方向性に則り修正された。

一九四五年九月二日にバーディン広場で公布された独立宣言において、ホー・チ・ミン主席はまず人権について言及し、続いて民族自決権について解釈を拡大した。そこからベトナム人民の民族独立を勝ち取るための闘争の正当性を主張するためである。人権と民族独立権の関連づけはホー・チ・ミン主席の画期的な点のひとつである。このことは、ホー・チ・ミン主席が世界的な共産主義者であり、真正な愛国者であるのみならず、人権についての傑出した思想家でもあつたことを示している。注意すべきは、ホー・チ・ミン主席が“解釈を拡大した”という点である。一九九三年六月二十五日の世界人権会議では、これを現代国際法の規範と為し、“民族自決権は剥奪されてはならないものである”と宣言し、“民族自決を拒否することは人権の侵害である”と見做すに至っている。

成功を収めた一九四五年の八月革命では、臨時政府の最初の会議においてホー・チ・ミン主席はできる限り早急に初回選挙を行うことを求めた。人民が、国会に投票するという形で政治における自由権、民主権、自身の市民権を実現することを可能にするためである。そして、この国会は人民のための自由権、民主権について記した憲法を

可決する権利を有しているとした。ホー・チ・ミン主席ははつきりと以下の通り指南した。「我が国は、君主制の時代、そして專制政治にも劣らぬ植民地時代を経てきたため、憲法を持たず、我が人民は自由民主権を享受することができなかつた。我々は民主的な憲法を持つべきである。⁽¹⁾」このように、ホー・チ・ミン主席の思想の中では、人権は常に憲法と結びついていたのである。憲法は国家組織について規定した文書であるのみならず、人権、市民権の実現を保障するものなのである。人権と立憲の基盤を結びつけるこのような思想は、ホー・チ・ミン主席の中にかなり初期のころから芽生えていた。グエン・アイ・クオックの名を名乗り一九一九年にヴエルサイユ会議（フランス）に送つた「安南人民の要求」という請願書の中で、ホー・チ・ミン主席は既に自由民主権—ベトナム人民のための人間の最も基本的な権利を要求していた。当時の人々も、もしもベトナムが独立したら「市民権的思想に基づいた憲法を持つ」ことだろう、即ち人権、市民権と結びついた憲法を持つことだろう、言い換えれば、人権、市民権がベトナムという国のお新しい憲法の主要な内容になるものであると捉えていた。

人権、市民の基本的な権利と義務の関係については、ホアン・ヴァン・ハオ教授は以下のように述べている。「このように、人権、市民権の役割、価値はまさに人類の政治的思想の中にある、人権、市民権の問題は立憲の歴史の主要な内容となつてゐる。一六八九年の革命後のイギリスの各権利に関する法律、アメリカ独立宣言と憲法、フランス人権宣言、そして各国の憲法には、どのような社会体制（資本主義、社会主義、発展途上国）であつても、全て人権、市民権についての規定が含まれている。これは全ての憲法の最も基本的な内容であり、その重要性は、もしも人権、市民権の規定がなかつたら憲法となり得ない、その内容は憲法の構成を支配し、市民権の規定は多くの国の憲法において冒頭に記されているほどである。⁽²⁾」

まさに人権、市民権に係る問題の重要性のために、各国の憲法は、人権、市民権のみについて一章分もしくは一

部分を割いている。列挙すれば、ベトナムの一九九二年憲法の第五章、スペイン一九七八年憲法の第一部、一九七四年のスウェーデン憲法の第二章、一九四六年の日本国憲法第三章、一九七五年のギリシャ憲法第二部、一九六三年のシンガポール憲法第四部、一九四八年の大韓民国憲法第二章、一九九七年のボーランド共和国憲法第二章、一九八二年の中華人民共和国憲法第二章、一九九三年のロシア連邦憲法第二章、一九六六年の南アフリカ共和国憲法第二章等。

人権、市民権についての記載が憲法にない場合は、それについての独自の文書がある。例えば、一七八九年のフランス人権宣言である。現行のフランス共和国の一九五八年憲法の前文は、「フランス国民は一七八九年の人権宣言を忠実に踏まえる」と厳粛に宣言している。このことはつまり、フランスの一七八九年の人権宣言はフランス共和国憲法の主要な内容の一部であり、憲法から切り離すことのできないものであることを示している。

イギリスの一六八九年の人権宣言は、イギリスの不文憲法の重要な起源となっている。アメリカでは、人権、市民権に係る各規定は一七七六年の独立宣言とアメリカ合衆国憲法の修正一〇条に記されている。

このように、規定の方法は様々であるけれど、どの国も人権、市民権を憲法の基本的な内容、不可欠の内容と捉えていることが見て取れる。人権を公認、保障、擁護することは憲法の使命であり、目的なのである。

一九四八年の世界人権宣言は、人権は尊重しなければならず、全ての国家は、国内若しくは国際的なレベルで積極的な措置を取り効果的にそれを実現しなければならないと規定している。それに従えば、人権は普遍的な価値であり、憲法から生まれ出たものではない。憲法の中に人権について記載する目的は、国家の最高の法的効力を以てそれを擁護することなのである。

第二に、一九九二年憲法の人権、市民の基本的な権利に関する規定の修正は、人権、市民権に関する一九九二年憲法の各規定における限定的で不充分な点を克服することを目的とするものであった。

本章の1で考察した通り、進歩的な側面があつたとはいえ、一九九二年憲法は、とりわけ法治国家の建設、国際社会への加入という面から見た場合に、人権、市民権の各規定においてまだ限定的で不充分な点が残されていた。

一九九二年憲法の改正は、現行の憲法における限定的で不充分な点を克服することを目的としていた。第三に、一九九二年憲法の人権、市民の基本的な権利に関する規定の修正は、ベトナム共産党—ベトナムにおいて政権を握る政党—の人権、市民権に関する見解を記載、表明することを目的としていた。

ベトナムでは、ベトナム共産党が社会、国家、政治体制を統べる唯一の組織である。ベトナム共産党は政権を握る政党である。自身の議決、とりわけ全国大会の各議決において、ベトナム共産党は人権についての自身の見解を日々よりはつきりと、より充実した形で示すようになってきた。

人権についてのベトナム共産党の姿勢を党大会の各文書を通して考察すると、以下のようない点を見出すことができる。

一つ目に、ベトナム共産党、そしてベトナムの国家の人権問題への認識が日増しに高まっていることである。その様子は、党の各文書の直接人権問題に言及されていない箇所から言及されている箇所に至るまでにおいて見られ、そしてその言及は日増しにより充実した、一貫したものになつていて。

二つ目に、ベトナム共産党が以下の通り主張していることである・主体的に人権のための闘争に参加する。人権に関連する各国、各國際・地域組織と進んで対話をする。独立、主権、領土の侵略、ベトナムの安全と安定を侵すことや内部干渉を目論み、”民主”、“人権”、“民族”、“宗教”的各問題を利用しようとする陰謀や不正に対し強固

な態度で立ち向かう。

三つ目に、ベトナム共産党が、人権と市民権を結びつけ、また個人の権利と集団の権利、民族、人民の権利、主人権を結びつけたことである。権利は責任、義務を伴うものとしている。

四つ目に、対外的な路線については、ベトナム共産党は以下のように主張している・ベトナムは友人であり、ベトナムは信頼のおけるパートナーであり、ベトナムは国際コミュニティの責任のあるメンバーである。自身が加盟国となっている各國際条約に起因する全ての確約事項を誠心誠意実現し、その中には人権に係る国際的な確約事項をも含む。

五つ目に、第一回党大会は、党の人権に対する見解を最もはつきりと表明した大会であった。この見解はベトナム共産党の全ての各文書に記されている。人権を尊重し擁護することは、我が国家、党の大きな関心事となり、戦略性のある問題となつた。公的な権力組織としての国家は、人権を尊重、保障、擁護する義務を有するのである。現在提起されている問題点は、改正憲法の中にベトナム共産党の人権を尊重、保障、擁護、促進する見解を記載、表明する必要があるということである。

第四に、一九九二年憲法の人権、市民の基本的権利に係る規定の修正は、人権に関連するベトナムの国際的な確約を実現する目的を以て為された。

人権は、人類が勝ち取ってきた成果である。人権は、人類の文化において最も美しい価値の結晶である。この価値は、地球上の全ての各国家、民族、階層、そして個人の貢献によつて形成されたものであり、決していずれかの国家、民族、階級が独自に作り出したものではない。

人権を承認、保障、擁護するために、国際的コミュニティは人権に関する多くの条約を可決させてきた。その各

料
資
国際条約の中でも、一九四八年の世界人権宣言、一九六六年の市民的及び政治的権利に関する規約、経済的、社会的及び文化的権利に関する規約は人権に関する国際基本法と見做されている。

ベトナムは人権に関する主要な国際条約のほとんど全てに加盟している。人権に関する国際条約の加盟国であるということは、ベトナムは自身の国民に対し、自身の国土に暮らす人々に対し、そして国際コミュニティに対し、各国際条約に起因する全ての確約事項、すなわち、人権を尊重、保障、擁護、促進することを実現する義務を有するということである。

ベトナムは、憲法の仕組みを以て人権を尊重、保障、擁護、促進する必要がある。つまり、人権について憲法に記載、公認し、憲法の中で人権を保障、擁護するための体制と条件を確立する必要があるということだ。

二 人権、市民の基本的な権利と義務に関する二〇一三年憲法の規定

1 二〇一三年改正憲法第Ⅱ章「人権と市民の基本的権利・義務」の構造の新しい点

ベトナム共産党の人権に関する見解を体制化するため、そしてベトナムにおける人権の保障、擁護を促進するためには、憲法はまさに、人民による主権を強く肯定し、人権と市民権を公認、擁護するために、人民によって作られたものだということを明確に示す必要がある。国家権力機関・組織は、合理的な方法で人権、市民権を保障、擁護するべく越権行為や専制的行為を防がねばならない。

以下では、人権、市民の基本的な権利と義務について定めた章の全面的、基本的な改正点について述べる。

憲法全体、そして人権、市民の基本的な権利と義務について定めた章の構造のモデルは以下の各根拠に基づいて組み立てられた・第一に、憲法の目的と使命、第二に人権、市民権の位置と重要性、第三に人権の尊重、保障、擁

護に関するベトナムの国際的な確約事項、第四に世界各国の憲法における人権、市民権の記載方法、第五に、人権、市民の基本的な権利と義務に関するベトナムの立憲の経験。

改正憲法は、人権、市民の基本的な権利と義務に関して以下のような新しい構造モデルを示した。

人権、市民の基本的な権利と義務について定める章は憲法の第Ⅱ章、すなわち第Ⅰ章「政治制度」の後に置かれた。このことは、ベトナム社会、ベトナムの国家と人民が人権を尊重、保障、擁護、促進するという確約事項を実現するという姿勢、意識、決意を表している。

第Ⅱ章「人権と市民の基本的権利・義務」において、各条項の順序は以下のように並べられている…

まず初めに来るのは、我が国における人権、市民の基本的な権利と義務の保障、擁護に関する各原則を記した条項である。具体的には…

- ベトナム社会主義共和国の人権、市民権を公認、尊重、擁護するという一貫した姿勢、政策を規定する条項。
- 人権、市民権を制限する原則について規定する条項（第一四条）。
- 人権、市民権の公認と行使の原則を確立する条項（第一五、一六条）。
- 人権、市民権の公認と行使の原則を確立する条項（第一七条）。
- ベトナム市民の定義とベトナム市民を保護する国家の責任を規定する条項（第一八条）。
- 外国に定住するベトナム人の役割と、外国に定住するベトナム人がベトナム民族の文化的特色を維持、発揮し、家族及び故郷との緊密な関係を維持し、故郷や国土の建設に貢献することを奨励し、そのための条件を創出する政策を公認する条項（第一八条）。

次いで、市民的及び政治的権利についての条項である。生存権（第一九条）。身体への不可侵の権利、健康、名誉、及び人格を法令によって保護される権利、拷問、暴力、強迫的な追及、体罰その他の身体、健康を害し、名譽、

人格を毀損するいかななる形式の取扱いをも受けない権利（第二〇条）。個人的な生活、個人及び家庭の秘密について不可侵の権利、自らの名譽、威信を擁護する権利、信書、電話、電信及びその他の個人的な情報交換形式を秘密にする権利（第三一条）。市民の居住地をもつ権利、全ての人の住居不可侵の権利（第二二三条）。市民の国内において自由に往来、居住する権利、出国の権利、国外から国内に戻る権利（第二三三条）。信仰、宗教の自由権、いかなる宗教にも従う又は従わない自由権、各宗教は法令の下に平等であること（第二四四条）。言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモの権利（第二五五条）。男女平等、性の平等の権利（第一六六条）。市民の選挙権と立候補権（第二七七条）。市民の国家及び社会の管理に参加する権利、草の根レベル、地方及び全国の諸問題について、国家機関との討論及び建議に参加する権利（第一一八八条）。市民の国家が住民投票を行いう際の表決権（第二九九条）。全ての人の、機関、組織、個人の法令違反の行動について、権限を有する機関、組織、個人に対し、不服申立て、告訴告発をする権利（第三〇〇条）。推定無罪の権利と公正な審理を受ける権利、物質的、精神的な損害の賠償、名誉の回復を受ける権利（第三一条）。

第三に、経済的、社会的及び文化的権利についての事項である・全ての人の所有する権利（第三二条）。全ての人の自由に經營する権利（第三三条）。市民の社会保障を受ける権利（第三四条）。勤労し、職業、仕事及び職場を選択する権利、公平、安全に働く諸条件、給与支払、休暇制度を保障される権利（第三五条）。結婚、離婚する権利（第三六条）。子ども、青年、高齢者の権利（第三七条）。全ての人の、健康を保護され、管理され、各医療サービスの利用において平等に扱われる権利（第三八条）。市民の学習する権利（第三九条）。全ての人の、科学及び技術を研究し、文化、芸術を創造し、これらの活動から利益を享受する権利（第四〇条）。全ての人の、各文化的価値を享受し、これにアクセスし、文化的な生活に参加し、文化的な施設を使用する権利（第四一条）。自らの民族を決

定し、母国語を使用し、コミュニケーションで使用する言語を選択する権利（第四二条）。全ての人の、清浄な環境の中で生活する権利及び環境を保護する義務（第四二条）。

第四に、義務についての事項である・市民の祖国に忠誠を尽くす義務（第四四条）。市民の、祖国防衛の義務、市民の軍事的義務、国防の建設に全面的に参加する義務（第四五条）。市民の憲法及び法令を遵守する義務、国家の安寧、社会の秩序と安全の防衛に参加し、公共生活の規則を執行する義務（第四六条）。全ての人の納税の義務（第四七条）。

上記の各条項の中で挙げられた各義務に加え、第二章には義務について規定するいくつかの条項がある。それは・市民の学習の義務（同時に権利でもある。第三九条）、環境を保護する義務（同時に、全ての人は清浄な環境の中で生活する権利を持つ。第四三条）、病気予防、診察、治療に関する各規定に従う義務（同時に健康を保護、管理される権利でもある。第三八条）である。

2 改正憲法における人権、市民権に関する記載の方法における新しい点

改正憲法は、人権、市民権に関する記載の方法についても新しい点がある。

第一に、人権、市民の基本的な権利と義務について定める章が第一章「政治制度」に後続する第二章に置かれたことである。

第二に、人権、市民権の記載方法にも新たな改正が為された。国家が与えるというスタイルを克服するため、改正憲法は以下のようない方法で各権利について記載した・人々は権利を有し、市民は権利を有する。即ち、人自身が、市民自身がこの権利を有しているのであり、決して公的機関によつて与えられる、譲渡されるものではないという

ことを示した。

いくつかの条項において、人権、市民権についての記載の後にこのように記されている‥これらの権利の実現は法律／法令が定めるところによる。だが、これは、一九九二年憲法の規定方法とは異なっている。一九九二年憲法では以下のように規定されている‥市民は法令の定めにより権利を有する。なぜなら、各権利は人々のものであり、市民のものであるからだ。憲法はこの権利を公認、明記している。人が、市民が各権利をより良く行使するために、国家はそのために有利な条件を作り出すべく法律／法令を出す。決して法律／法令を出すことが人権、市民権を阻害したり剥奪することになつたりしてはならない。

第三に、全ての人々（これには当然ながら市民が含まれる）の権利と義務には、ベトナム市民の独自の権利と義務がいくらか含まれる。そのため、改正憲法はこのように記している‥全ての人々は：の権利を有する、全ての人々は：の義務を有する。対象が市民に限られるいくつかの権利については、市民は：の権利を有する、対象がベトナムの市民に限られるいくつかの義務については、市民は：の義務を有する。

第四に、一九九二年憲法の第五〇条に見られるような、市民的及び政治的人権、経済的、社会的及び文化的人権は市民権の範囲内で表されるという規定方法を改めた。人権は市民権よりもその範囲が広く、人権と市民権を同一のものとして扱うべきではないためである。

3 一二〇一三年改正憲法の第II章において、人権、市民の基本的な権利と義務に係る各規定の内容の新しい点、修正・補充された点

内容に関しては、改正憲法における人権、市民の基本的な権利と義務に関する規定には多くの新しい点、修正・

補充された点がある。

まず、改正憲法は人権、市民権の制限の原則について明記した。

第一四条（第二項）はこのような原則を記している・人権、市民権は、国防、国家の安寧、社会の秩序と安全、社会会道徳、共同体の健康上の理由のため必要不可欠な場合においてのみ、法律の規定に従つて制限され得る。

このように、人権、市民権は、人々、市民がその決定の全権を有する権利である。これらは剥奪されることのない権利である。それらは、改正憲法第一四条第二項に規定された特別な場合において法律（法律より下位の規範ではない）の規定による制限を受けるのみである。

人権の行使の制限は、それ自身が人権、市民権の実現性を保障するための条件である。それは国家と人々、市民、個人間の関係における各利益の間の均等を保障し、この各関係の明白性と良好さを保障するものである。

二点目に、改正憲法はベトナムにおける人権、市民権を明記し、それらを尊重、保障、擁護する各原則をより明確に示した。それは、第一五条と第一六条に記された各原則である・市民権は、市民の義務と不可分である。全ての人は、他人の権利を尊重する義務を有する。市民は、国家及び社会に対する義務を履行する責任を有する。人権、市民権の行使は、国家、民族の利益、他人の権利及び合法的な利益を侵害することはできない。全ての人は、法令の下に平等である。何人も、政治的、民事的、経済的、文化的、社会的生活において取扱いを差別されない。三点目に、改正憲法は人間、市民が有するいくつかの新しい権利について追加した。

それは以下の各権利である・

・全ての人は、生存権を有する。人命は法令によつて保護される。何人も法律に反して生命を奪われない。（第十九条）。生存権は世界人権宣言第三条、一九六六年の市民的及び政治的権利に関する国際人権規約第六条に記さ

れている人間の基本的な権利である。各國際規約によると、何人も恣意的に、又非合法的にその生命を奪われない。死刑を廃止していない国においては、死刑は、刑法に規定された最も重大な犯罪についてのみ科することができる。死刑は、未成年、妊娠中の女子、幼い子供を持つ女子に対して執行してはならない。

- ・市民は、社会保障を受ける権利を有する（第三四条）。一九九二年憲法では社会保険についての問題しか言及されていなかつた。市民は、日々拡充する社会保障のネットワークによって保護される必要がある。戦争や気候変動の被害を受けた国の市場経済条件の中では、様々な社会問題が生じる。市民は生活、就業が保障されない危険性がある。各社会問題に対処・解決し、社会の調和を保障し、社会的平等を保障するという国家、社会の責任を果たすべく、社会保障を確約する必要がある。

・全ての人は、各文化的価値を享受し、これにアクセスし、文化的生活に参加し、文化的施設を使用する権利を有する（第四一条）。文化的価値を享受し、これにアクセスし、文化的生活に参加することは、人間にとつて欠くことのできない欲求である。社会が発展するほど、この欲求は高まるものである。

- ・市民は、自らの民族を決定し、母国語を使用し、コミュニケーションで使用する言語を選択する権利を有する（第四二条）。我が国のような多民族国家では、市民のこの権利を保障する必要がある。これは各民族間の平等を保障する要素も併せ持つ。

・全ての人は、清浄な環境の中で生活する権利及び環境を保護する義務を有する（第四三条）。現在、環境汚染の状況は日増しに深刻になつてゐる。環境の汚染、悪化は、人々の生命、健康、生活に、そして国家の着実な発展に悪影響を与える。今日を生きる世代、そして未来を生きる世代の利益のために、環境を保護するという社会の各主体の義務と責任を確立する憲法上の基礎を作り出すために、人々の清浄な環境の中で生活する権利について確言

する必要がある。

上記の新しい各権利は、ベトナムが加盟している各国際条約と合致し、人権問題に関する我々の意識が日増しに高まっていることを表明し、人権行使するというベトナムの強い確約を宣言している。同時に、人権を憲法に明記するという最近の国際的な傾向にも合致している。

四点目に、改正憲法は一九九二年憲法の人権、市民の基本的な権利と義務について規定した多くの条項の内容を修正・補充した。

具体的には…

一九九二年憲法の第五〇条と比較すれば分かるように、改正憲法の第一四条は、人権は市民権の範囲内で行使されるという書き方を改めている。“人権”は“市民権”よりも広いひとつの概念であると規定した点において、第一四条は一九九二年憲法第五〇条の弱点を克服したと言える。

第一五一条は、一九九二年憲法の第五一条と第五二条を以下の通り修正した・平等である権利、全ての面において、取り扱いを差別されない権利の主体を拡大し、それらを全ての人々の権利とした。他人の権利を尊重する義務は全ての人々の義務と規定した。人権、市民権を保障する責任に関する各規定は憲法のその他の章に移された（第Ⅰ章、第二章とその他の章）。

第一七条は、一九九二年憲法の第四九条を修正・補充しており、市民に対する国家の責任を明示する方向に変わった・ベトナム市民は、国外追放又は他国への引き渡しをされない。外国にいるベトナム市民は、ベトナム社会主義共和国の保護を受ける。

第一八条は、一九九二年憲法の第七五条を修正・補充した。海外に移住したベトナム人について規定し、彼らに

敬意を表し、彼らに対するベトナム国の政策を明記した。・外国に定住するベトナム人は、ベトナム民族共同体の不可分の部分である。ベトナム社会主義共和国は、外国に定住するベトナム人が、ベトナム民族の文化的特色を維持、發揮し、家族及び故郷との緊密な関係を維持し、故郷や国土の建設に貢献することを奨励し、そのための条件を創出する。

第二〇条は、一九九二年憲法の第七一条を修正・補充した。・全ての人は、身体について不可侵の権利を有し、健康、名譽及び人格は法令により保護される。自らの名譽、威信を擁護する権利を有する。拷問、暴力、強迫的な追及、体罰その他の身体、健康を害し、名譽、人格を毀損するいかなる形式の取扱いをも受けない。二〇一三年一二月にベトナムは拷問等禁止条約に正式に加盟したが、これは全ての人々に対し身体への不可侵の権利の享受を保障するというベトナムの決意表明である。

今日、細胞組織、身体部位、死体を献体することや医学、薬学、科学的実験、或いはその他の方式による人体実験が日々盛んになってきた。これは人道的問題に関わる。第二〇条は、細胞組織、人体の一部を提供し、死体を献体することは人間の権利であるとし、この権利の行使は法律の規定に基づくものとしている。医学、薬学、科学の実験、又はその他の人体に対するいかなる形式の実験も、被験者の同意を得て行わなければならない。

第二一条は、一九九二年憲法の第七三条を修正・補充した。・個人的な生活、個人及び家庭の秘密について不可侵の権利を有する。信書、電話、電信及びその他の個人的な情報交換形式の秘密のみならず、個人的な生活、個人の秘密、家庭の秘密に関する情報は、法令によりその安全が保障される。他人の信書、電話、電信及び個人的な情報交換形式の開破、検査、押収することはできない。これも、全ての人々の権利である。

第二二条は、一九九二年憲法の第六二条、第七三条を修正・補充した。・居住地に関する権利を一つの独自の項目

二〇一三年ベトナム憲法における人権

として切り離した。市民は、合法的な居住地をもつ権利を有することを公認した。全ての人は、住居不可侵の権利を有する。何人も、住人の同意がない限り、勝手に他人の住居に立ち入ることはできない。住居の捜索は、法律が定めるところによる。

第二十三条は、一九九二年憲法の第六八条を修正・補充した・市民は、国内において自由に往来し、居住する権利を有し、出国の権利、国外から国内に戻る権利を有する。これらの権利の実現は法令が規定するところによる。

第二四条は、一九九二年憲法の第七〇条を修正・補充した・全ての人は、信仰、宗教の自由権を有し、いかなる宗教にも従う又は従わない自由権を有する。各宗教は法令の下に平等であることを認めた。第二四条（第二項）は、国家は、信仰、宗教の自由権を尊重し、保護すると定めている。何人も、信仰、宗教の自由を侵害し、又は法令に違反する目的で信仰、宗教を利用することはできない。一九九二年憲法の第七〇条第三項と比較すると、「何人も、信仰、宗教の自由を侵害し、又は法令に違反する目的で信仰、宗教を利用することはできない」という規定は、以前の「何人も、信仰、宗教の自由を侵害し、又は法令及び国家の政策に違反する目的で信仰、宗教を利用することはできない」という曖昧な規定よりも明確である。

第二五条は、一九九二年憲法第六九条を、市民は、言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモの権利を有することをより明確化する方向に修正したものである。これは市民の剥奪されることのできない権利である。一方で、市民がこれらの権利を実現するための法的な手続きを取るためには、国家から必要な各法律文書の発行を受ける必要がある。そのため、改正憲法は規定を以下のように改定した・これらの権利（言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモ）の実現は法令が規定するところによる。

第二六条は、一九九二年憲法第六三条を修正・補充した・男性と女性の市民は、全ての面において平等であるこ

とを引き続き定めた。男女平等の原則を認め、性についての差別的取扱いはしない、性についての差別的取扱いは厳禁する。性別による差別をしない、性別による差別を固く禁じる。同時に、国家、社会及び家庭は、女性が全面的に発展し、社会において自らの役割を發揮するための条件を創出すという確約を宣言する。

第二七条は、一九九二年憲法第五四条を修正した・全ての十八歳以上の市民は選挙権を有し、全ての二十一歳以上の市民は国会及び人民評議会への立候補権を有する。これらの権利の実現は法律が定めるところによる。

第二八条は、一九九二年憲法第五条を、市民の国家・社会管理への参加権をより拡充させる方向へ修正・補充した・市民は、国家及び社会の管理に参加し、草の根レベル、地方及び全国の諸問題について、国家機関との討論及び建議に参加する権利を有する。

この条項には新しい点があり、それは市民の国家・社会管理への参加を保障することにおける国家の確約事項を記している点である・国家は、市民が国家及び社会の管理に参加する条件を創出する。市民の意見、建議の受理とフィードバックを公開し、明らかにする。

第二九条は、一九九二年憲法第五三条を修正・補充した・国家が住民投票を行うに際し表決権を有する権利を一つの条として独立させ、この権利の重要性を示した。これも、人民の直接的な民主的形式を重要視していることの表れである。第二九条は、表決権を有する年齢についても定めている・全ての十八歳以上の市民は、国家が住民投票を行いうに際し表決権を有する。

第三〇条は、一九九二年憲法第七四条を、以下の重要な二点において修正・補充した・（1）機関、組織、個人の法令違反の行動について、権限を有する機関、組織、個人に対し、不服申立て、告訴告発をする権利は全ての人々の権利であることを認めた。（2）権限を有する機関、組織、個人は、不服申立て、告訴告発を受理し、解決しな

ければならないという責任がある。

第三一条は、一九九二年憲法第七条を修正・補充した。罪を犯したとして訴えられている者は、法律の定める手順に従つて証明され、裁判所の有罪判決が法的効果を有するときまで、無罪と推定されるという推定無罪の原則を明記した。第三一条は、罪を犯したとして訴えられている者は、裁判所による、法定期間内の適時、公正、公開の審理を受けることができる。法律の規定に従つた秘密審理の場合、判決宣告は公開されなければならないという、罪を犯したとして訴えられている者が公正な審理を受ける権利と原則を明記している。

第三二条は、一九九二年憲法第五八条（と第二三条）を以下の方向性に基づき修正・補充した：合法的な収入、貯蓄財産、住居、生活物資、生産物資、企業又は他の各経済組織における出資持分を所有する権利は全ての人の権利である。

第三二条は引き続きこう記している：個人の所有権及び相続権は法令により保護される。

土地の使用権は独自に第三章（第五四条）にて規定されている：組織、個人は、国から土地の割当て、土地の賃貸、土地使用権の公認を受ける。土地の使用者は、土地使用権を移転することができ、法律の規定に従い各権利及び義務を実現する。土地使用権は、法令により保護される。国は、法律に基づき国防、安寧、国家公共の利益となる経済社会の発展の目的のため真に必要な場合、組織、個人が使用している土地を収用する。土地の収用は、公開され、透明性があり、法令の規定に基づき賠償されなければならない。

強制買い上げ、徵用についての規定は、一九九二年憲法では経済制度について定めた第三章に置かれていたが、改正憲法では人権、市民の基本的な権利と義務について定めた章に移された：法律に基づき国防、安寧、国家の利益、又は緊急状態、災害の予防のために真に必要な場合、国家は土地を強制買い上げ、徵用し、組織、個人に対し

市場価値に従つた補償をする。

第三十三条は、一九九二年憲法第五七条を修正した・全ての人は、法令が禁止していない諸職業を自由に當む権利を有することについて記した（これは決してベトナム市民のみの権利ではない）。

第三十五条は、一九九二年憲法の第五五条、第五六条を修正・補充した・市民の勤労の権利について、その意味の含む全てを包括するよう確言した。つまり、勤労し、職業、仕事及び職場を選択する権利、又賃金労働者は公平、安全に働く諸条件、給与支払、休暇制度を保障されるという権利である。また、第三十五条は差別的取扱い、強制労働、最低労働年齢を下回る労働力の使用を厳禁している。

第三六条は、一九九二年憲法の第六四条を、より簡潔に、そして婚姻、離婚に関する権利の法的性質、又婚姻の原則と、婚姻及び家族を保護し、母と子の権利を保護するという国家の確約事項をより明確にする方向に修正・補充した・男性と女性は、結婚し、離婚する権利を有する。婚姻は、自由意思、進歩、一夫一婦、夫婦平等、相互尊重の原則に従つてなされる。国家は、婚姻及び家族を保護し、母と子の権利を保護する。

第三七条は、一九九二年憲法の第六五条、第六六条を修正・補充した・子どもの権利について以下の通り明記した。国家、家族及び社会は、子供を保護し、世話をし、教育をする。国家、家族及び社会は、子供に関する諸問題について参加する。侵害、せつかん、虐待、放置、濫用、労働力の搾取及び子供の権利に反するその他の諸行為は厳禁する。

この条項において、青年についても以下の権利が保障されている・国家、家族及び社会によつて、成人が学習し、労働し、娛樂をし、体力や知恵を發展させ、道徳や民族の伝統、市民意識を育む条件が創出される。国家、家族及び社会は、労働創造事業及び祖国防衛における先駆者となる。

第三七条は、高齢者への尊重と権利についても記している・国家、家族及び社会は、高齢者を尊重し、世話をし、祖国の建設と防衛事業において役割を發揮させる。

第三八条は、一九九二年憲法の第三九条、第六一条を修正・補充した・全ての人は、健康の保護、管理を受け、各医療サービスの利用において平等に扱われる権利と、病気予防、診察、治療に関する各規定に従う義務を有する。他人及び共同体の生活、健康を脅かす行為は厳禁する。

健康の保護、管理を受ける権利を保障するための医療政策に係る各問題は、改正憲法の第III章に移された。

第三九条は、一九九二年憲法の第五九条を修正した・市民の学習の権利（同時に義務でもある）について明記している。教育の路線、政策に係る各問題は、改正憲法の第III章に移された。

第四〇条は、一九九二年憲法の第六〇条を修正・補充した・全ての人は、科学及び技術を研究し、文化、芸術を創造し、これらの活動から利益を享受する権利を有する。

各義務については、二〇一三年憲法は、基本的には一九九二年憲法の規定を原文のまま保持した・市民は、祖国に忠誠を尽くす義務を有する（第四四条）。市民は、軍事的義務を有する（第四五条）。市民は、憲法及び法令を遵守する義務を有する。國家の安寧、社会の秩序と安全の防衛に参加し、公共生活の規則を執行する（第四六条）。

納税の義務だけは、主体についての改正があった・全ての人々（ベトナム市民に限らず）は法律の定める税金を納める義務がある。

上記の各条項内で挙げられた各義務に加え、第II章でも義務について触れた点がいくつもある・市民は、学習する義務を有する（同時に権利でもある。第三九条）。全ての人は環境を保護する義務を有する（同時に、全ての人は清浄な環境の中で生活する権利を有する。第四三条）。病気予防、診察、治療に関する各規定に従う義務を有す

る（同時に健康の保護、管理を受ける権利を有する。第三八条）。

資料

4 人権、市民権を保障、擁護する憲法上の仕組みを作り出すべく、人権、市民権に関連する内容を憲法の他の複数の章に移動させたことについて

改正憲法は我が国における国家権力の組織と行使の原則を以下の通り記している。・国家権力は統一されており、立法権、法執行権及び司法権それぞれの実現において、各国家機関間で配分、協同、抑制される（第一条第三項）。権力の抑制、立法、法執行権、司法権の実現における国家機関間の抑制は、権力を実行する過程における専制的行為、権力の濫用、越権行為、官僚主義、汚職を防ぐ仕組みを作り出すことになる。人権、市民権は、専制的行為、権力の濫用、越権行為、官僚主義、汚職がない状態においてのみ、効果的に保障、擁護され得る。

改正憲法は、第一章「政治制度」の第三条において、人権と市民権を公認し、尊重し、擁護し、保障するというベトナム国家の見解、政策を明示している。ここより、ベトナム社会主義共和国における全ての主体は人権を公認し、尊重し、擁護し、保障しなければならないという義務が発生する。

人権を公認し、尊重し、擁護し、保障することは、各国家機関、公務員、国家職員、政治・社会組織、社会・職業組織全ての責任であり義務である。

経済、社会、文化、教育、科学、技術と環境の発展政策に係る改正憲法の第三章における各規定は、人権、市民権の実行にとって非常に重要な役割を果たす。これこそがまさに人権、市民権の実行を保障するための条件である。例えば、第五条第三項には以下のようないくつかの規定がある。・国は、起業家、企業及びその他の個人、組織が投資、生産、経営し、又各経済部門を持続的に発展させ、国土の建設に貢献することを奨励し、条件を創出する。投資、生産、

経営する個人、組織の合法的な財産は、法令により保護され、国有化されることはない。この国家の政策は、全ての人々の経営の権利、財産の権利に対する経済的・法的な保障である。

市民の健康を保護、管理される権利を保障すべく、改正憲法は以下のような見解、政策を打ち出した・国、社会は、人民の健康を保護、管理する事業の発展のために投資し、全人民の医療保険を実現し、少数民族の同胞、山岳、島嶼地域及び困難な特別の経済社会条件を有する地域の同胞に対する健康管理を優先する政策をとる（第五八条）。

国会は、制憲権、立法権の行使、国土の重要な各問題の決定、国の活動に対する最高の監察という機能を有し（第六九条）、人権、市民権に関する法律の可決、人権、市民権の実行の監察、そして人権、市民権を保障する大きな経済社会プログラムの決定において重要な役割を果たす。国会は、人権に関する国際条約の批准、加盟を決定する権限を有する機関である（第七〇条第一四項）。

執政府の重要な任務、権限のひとつは、人権、市民権を擁護することである（第九六条第六項）。人権、市民権の擁護は、人民裁判所の任務であると定められている（第一〇二条第三項）。人権、市民権を擁護することは人民検察院の任務であると定められている（第一〇七条第三項）。

我が国の立憲の歴史において、憲法が直接的に政府、人民裁判所、人民検察院に対して人権、市民権の擁護という任務をひとつの憲法上の任務として規定したことはこれが初めてであると言えよう。これにより、社会、人民、そして全ての人々が、政府、裁判所、人民検察院に対し、人権、市民権を擁護するという憲法上の任務の遂行について、より高い要求をする権利を有することになる。

改正憲法は、ベトナムにおける憲法を擁護する仕組みを建設することに率先して対処している・憲法を擁護する仕組みは、法律が定めるところによる（第一一九条第二項）。憲法を擁護する仕組みこそが人権を擁護する仕組み

料 資 でもあるからである。憲法は、人々を尊重し、我が国における人権を公認、保障、擁護、そして促進する規範である。そして、現代的で、人民の望みに適合する憲法擁護の仕組みとは、憲法の中で厳粛に公認された人権擁護の仕組みである。

三 人権、市民の基本的な権利と義務に関する二〇一三年改正憲法の各規定実行の展開について

二〇一三年改正憲法における人権、市民の基本的な権利と義務の規定は、構造、記載方法、内容の各方面で新しい点を多く含む規定となっている。

人権、市民権を保障、擁護、促進する強固な憲法上の仕組みを確立するべく、人権、市民権は憲法上多くの規定を有している。それは、前文内の規定に始まり、人権、市民権に関連する憲法の他の各章の規定にまで至る。

国家の各権力機関、各組織は以下のことをすみやかに実行する必要がある。..

(1) 人権、市民の基本的な権利と義務についての改正憲法の各規定を広く周知し、普及させる。

(2) 必要な修正・補充を提案するべく、人権、市民の基本的な権利と義務についての改正憲法の各規定と適合するかという観点から現行の各法令を検討する。

(3) 集会について、言論、デモ、報道の自由について、情報へのアクセス、住民投票等についての各法律を含む各法令の編纂、交布を早急に行う。これは、市民が自身の権利をより良く、より充分に行使するための法的な手段を提供するためである。

法制度を発展させるプログラム、戦略を創案し、法を作るプログラムは、人権、市民権を保障、擁護するという

基本的諸原則を徹底させる必要がある。

刑法（改正）、民法（改正）、婚姻家族法（改正）、情報アクセス法、証拠法、戸籍法、法律扶助法（改正）、財産競売法、公証法（改正）、司法法（改正）等のような非常に重要な各法令の編纂過程において、これらの法令の章ごとに、そして条項ごとに、人権、市民権を保障、擁護する原則をより明確に記載する必要がある。例えば、民法（改正）、婚姻家族法（改正）、関連する民法の条文を編纂する過程で、以下の各権利の内容についてより充分に体制化する必要がある。法律の規定に基づき、細胞組織、人体の一部を提供し、死体を献体する権利（二〇一三年改正憲法第二〇条第三項）、住居不可侵の権利（二〇一三年改正憲法第二二条）、性の平等の権利及び機会の保障（第二六条）、所有権、相続権及び所有権の制限（二〇一三年改正憲法第三二条）、法令が禁止していない諸職業を自由に営む権利（二〇一三年改正憲法第三三条）、婚姻の自由（二〇一三年改正憲法第三六条）、子供の保護、世話、教育を受ける権利、子供に関する諸問題について参加する権利、尊重され、世話を受ける高齢者の権利（二〇一三年改正憲法第三七条）。

司法、刑事分野における各法令は、以下の原則を順守しているかどうかという観点から検討する必要がある。身体への不可侵、個人的な生活への不可侵、住居不可侵、推定無罪の原則、審理における公開、透明性の原則、審理の独立の原則、被疑者に弁護を受ける権利を保障する原則、審理において告訴する原則。

国家機関組織に関する各法令の編纂においては、人権、市民権の保障、擁護における国家の各体制の憲法上の責任を明確に示す必要がある。憲法と法律の最高性を保障する原則、国家機関の組織、活動における分業と権力を抑制する原則、人民主権を保障し、直接民主制、間接民主制を保障する原則、政権の正当性と説明を為す責任の原則等が、体制化され、国家機関組織の法令の中で示されれば、それこそが人権、市民権が擁護され、公的機関によつ

て侵害されることをなくすための前提、条件となる。

市民の言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモの各権利を充分に体制化する必要がある。これらの各権利を侵害、妨害している法令は、破棄されねばならない。必要が迫った場合における市民の言論の自由、報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモの各権利を制限することは、法律によつてのみ可能であり、法律以下の各法令ではできない。これら憲法上の各権利は、直接的な効果を持つ。憲法は、市民が当然のものとしてこれらの権利を享受できると定めている。国家政権は、市民が報道の自由、情報へのアクセス、集会、結社、デモを実行するための実効的な法的手段を提供する責任がある。

法律を作成、改善すること、また人権を保障、擁護する体制を築くことに加え、人権について周知し、普及させ、そして教育することが必要である。我が国における人権の実施に必要な条件のひとつは、国民が人権、市民権について理解することである。

人権、市民権についての理解と意識という基礎があれば、国民は、自身の憲法上の各権利を実行、保障、擁護する国家機関、政治・社会組織に対し様々な要求ができるようになる。この条件は、人権の周知、普及、教育活動に密接に結び付くものである。

現在のこの状況において、我々は、ベトナムにおける人権の実施、検査、監査、また人権の周知、普及、教育の機能を担う国家人権機関を研究、建設する必要があると考えている。

付記：二〇一三年憲法の和文については、基本的じ、ICOA「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」による和訳（http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001jatt/legal_03_2014.pdf）に依拠するが、必要な場合

には訳者の裁量で補正している。

- (1) 『ホー・チ・ミン全集』一巻（事実出版社、一九八〇年）三五六頁。
- (2) ホアン・ヴァン・ハオ「ベトナム憲法と人権、市民権の問題」『憲法、法令と人権：ベトナムとスウェーデンの経験』
(ハノイ、二〇〇一年五月) 一四八頁。